鯖　監　第　２７　号
令 和 ２ 年 ３ 月 ５ 日

鯖江市長　牧野　百男　　殿

鯖江市監査委員　　加　藤　一　邦

鯖江市監査委員　　佐々木　勝　久

公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査の結果を報告する。

記

第 1　監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第 2　監査の対象

社会福祉法人　鯖江市社会福祉協議会（鯖江市健康福祉センター）

第 3　監査の期間

令和 2 年 2 月 3 日から令和 2 年 2 月 12 日まで

第 4　監査の範囲および方法

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、施設の設置目的を阻害することなく、市民サービスの向上と効率的な運営がなされているか。また、仕様書等に基づいた管理運営業務、収支の会計経理、その他の事務の執行が適正に行われているかに主眼をおいて実施した。

第 5　監査の概要

《社会福祉法人　鯖江市社会福祉協議会》

（1）鯖江市健康福祉センター　利用状況

（単位：人）

利用者数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
平成 30 年度	3,397	3,769	4,776	3,978	4,492	3,609	4,519	5,136	3,834	3,276	4,269	4,117	49,172
平成 31 年度	3,503	2,993	4,605	3,920	4,174	4,660	4,236	4,376	3,847	＊	＊	＊	36,314

＊平成31年度の合計は、令和元年12月末現在

（2）会計

収入の部

（単位：円）

項　　目	予　算　額	決　算　額	増　　減	適　要
指定管理料	16,970,000	16,970,000	0	4,240×3＋4,250
使用料	1,500,000	1,457,100	△42,900	
デイサービス共益費	5,837,000	5,925,000	88,000	
雑収入	10,000	78,940	68,940	
合　　計	24,317,000	24,431,040	114,040	

支出の部

（単位：円）

項　　目	予　算　額	決　算　額	増　　減	適　要
人件費支出	2,169,000	1,019,162	△1,149,838	
給料	1,088,000	84,852	△1,003,148	
賃金	875,000	926,740	51,740	
法定福利費	206,000	7,570	△198,430	
事業費支出	22,148,000	23,411,878	1,263,878	
消耗品費	340,000	754,410	414,410	
燃料費	27,000	13,288	△13,712	
光熱水費	11,034,000	120,742,026	1,038,026	
修繕費	1,000,000	930,070	△69,930	
通信運搬費	900,000	947,557	47,557	
保険料	115,000	109,690	△5,310	
業務委託費	7,402,000	7,441,520	39,520	
賃借料	128,000	127,478	△522	
その他	202,000	194,639	△7,361	
租税公課	1,000,000	821,200	△178,800	
合　　計	24,317,000	24,431,040	△114,040	

収支差額　　0

第 6　監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関する監査を実施した。監査の結果は、次の点を除きおおむね良好に実施されており、重大な問題点は見受けられなかった。

なお、軽微な事項については、口頭で指導した。

『 施設保守管理業務について 』

基本協定の施設保守管理業務において、保守点検業務の点検内容、点検結果、担当課との対応の協議、点検結果の対応等、業務の流れを把握(保守点検の流れのわかる表の作成)することで、保守点検業務を適正に履行されたい。

『 モニタリング記録の作成について 』

基本協定のモニタリングについては、定期モニタリングは定期的に実施して記録も作成されているが、修繕や備品等の購入などを行う場合も、担当課と随時、協議を行い、モニタリングを実施し、記録の作成をされたい。

第 7　意見

指定管理者制度は自治体と指定管理者との間に締結された「協定」に基づき、公の施設の管理運営業務を行うもので、当事者の双方が、協定書および仕様書の履行義務を負うこととなる。行財政運営の透明性、公平性が強く求められている現状において、指定管理者制度の管理運営にあたっては、指定管理者と所管課のそれぞれに与えられた業務を忠実に遂行し、一つひとつ責任を果たすことで指定管理者制度の質が向上し、市民の信頼に応えることができるものと考える。

したがって、業務の一つであるモニタリングについて、指定管理者は、日常モニタリングにより施設の保全を図り、施設利用者の安全を守らなければならない。また、所管課は、指定管理者が協定（契約）を適切に履行しているかどうかをモニタリング（監視活動）し、計画や目標を達成したかどうかを評価し、必要な指導を行わなければならない。更に、モニタリングは指定管理者制度の品質を向上させるものであるから、協議内容の記録を整備し、責任の所在を明らかにするべきである。

備品については、市が備品台帳を整備し、指定管理者に貸与することとなっている。指定管理者は備品を常に良好な状態で保全し、所管課は定期的にチェックして、年度協定の締結に反映させる必要がある。また、指定管理者が備品を購入する場合は、お互い協議のうえ所有権の帰属を明らかにすることも必要である。

建物の維持管理については、建設から２０年以上が経過し、経年劣化による大規模な修繕（改修）が必要な時期が到来している。指定管理者と所管課が協議のうえ、改修計画を策定し、効果的な保全をすることで、市民が安心して利用し続けられる施設として存続することを期待する。

最後に、今後も、民間の手法による弾力性や柔軟性のある施設運営により、施設利用者の利便性の向上に努められ、併せて、民間と行政が、それぞれの長所を活かし、公の施設が有効に活用されることを望む。

また、貴団体がさらに活動をアピールし、市民の多くの賛同を得て益々発展されることを期待する。